

## 岩倉市固定資産税等返還金支払要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市の重大な<sup>かし</sup>瑕疵のある課税処分に基づき納付された土地及び家屋に対して課する固定資産税及び都市計画税並びに資産割額に係る国民健康保険税の過誤納金のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定では還付することができない過誤納金相当額（延滞金その他の徴収金納付額は含まない。以下「還付不能金」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づき固定資産税等返還金（以下「返還金」という。）を支払うことにより、納税者の不利益を補填し、税務行政に対する市民の信頼の確保とその円滑な運営に資することを目的とする。

### (返還金対象者)

第2条 返還金の支払を受けることができる者（以下「返還金対象者」という。）は、還付不能金の納税者又はその相続人とする。

2 市長は、還付不能金が納税者の虚偽その他不正の手段により生じた場合又は返還金を支払うことが前条の目的に合致しないと認められる場合は、返還金を支払わないものとする。

### (返還金の額等)

第3条 返還金の額は、還付不能金及びこれに係る利息相当額の合計額とする。

2 還付不能金は、固定資産課税台帳、国民健康保険賦課台帳その他の課税及び収納に係る資料（以下「課税台帳等」という。）によって算定する。

3 還付不能金の返還対象期間は、原則として還付不能金を返還すべき事実が判明した日の属する年度から10年を限度とする範囲内で還付不能となる期間とする。ただし、返還金対象者が提示する領収書等によって還付不能金の額及び納付があった日を確認することができる場合は、20年を限度とする範囲内で還付不能となる期間とする。

4 還付不能金に係る利息相当額は、当該還付不能金の納付があった日の翌日から起算して、市長が返還金の支払を決定した日までの日数に応じ、当該還付不能金の額に、民法（明治29年法律第89号）に定める法定利率を乗じて得た額とする。

（返還金の支払の決定）

第4条 市長は、現地調査又は課税台帳等の調査により、返還金を支払うことが適当と認めたときは、速やかに返還金の支払を決定するものとする。

（決定の通知）

第5条 市長は、返還金の支払を決定したときは、速やかに決定の内容を返還金対象者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第6条 市長は、還付不能金が返還金対象者の虚偽その他不正な手段により生じたこと又は返還金を支払うことが第1条の目的に合致しないことが明らかになったときは、返還金の支払の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

2 前条の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

（返還金の返還）

第7条 市長は、返還金の支払の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に返還金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（雑則）

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。